

住民参加型灌漑管理支援事業実施計画協議書

日本国宮城県産業経済部と中華人民共和国吉林省水利庁は、2004年11月8日の「日本国宮城県と中華人民共和国吉林省との第9次交流計画協議書」の合意を踏まえて、住民参加型かんがい管理支援事業に関する協議を行い、次のとおり合意した。

- 1 住民参加型かんがい管理支援事業（以下、「当該プロジェクト」という）は、「日本国宮城県と中華人民共和国吉林省との第9次交流計画協議書（以下、「第9次交流計画協議書」という）」ならびにその覚書に基づき、独立行政法人「国際協力機構（JICA）」の協力のもとに実施されるものである。
- 2 当該プロジェクトは、別添の「住民参加型かんがい管理支援事業プロジェクト・ドキュメント」に基づいて実施される。なお、宮城県および吉林省の情況の変化によりプロジェクト・ドキュメントの内容を変更する必要が生じた場合は、双方の友好的な協議により変更することができる。
- 3 当該プロジェクトの実施期間は、この協議議事録に両県省の代表者が署名した日から、2008年3月31日までとする。
- 4 毎年度のプロジェクトの活動内容については、プロジェクト・ドキュメントの内容及びその前年度の活動成果等を踏まえて、両県省の実施機関の協議により決定することとする。
- 5 当該プロジェクトの実施期間中においても、第9次交流計画協議書の合意内容にそぐわない事項や当該プロジェクトの趣旨にそぐわない事項が生じた場合は、各々の申し入れにより当該プロジェクトの実施を中止することができる。
- 6 当該プロジェクトは両県省の友好関係に基づき実施される人的交流であり、当該プロジェクトの実施が今後の新たなプロジェクト等を約束するものではない。
- 7 当該プロジェクトに要する経費については、毎年度両県省の実施機関が協議して定める。
- 8 この議事録により合意した事項について疑義が生じたときは、その都度、宮城県と吉林省との友好的な協議により解決する。

この協議議事録は、2005年8月3日、中華人民共和国吉林省長春市において、当該プロジェクトに係る両県省の代表者が署名する。本協議議事録は日本語文と中国語文で作成され、両方とも同等の効力を有する。

2005年8月3日

岡崎 久雄

岡崎 久雄
日本国
宮城県産業経済部
次長（技術担当）

楊樹生

楊樹生
中華人民共和国
吉林省水利庁
副厅長